

偽名領収書の公開請求

全国市民オンブズマン連絡会議は、2004/6/7 前後に全都道府県警に対して捜査費（国費）、捜査報償費（県費）のうち、「偽名領収書(本人以外の住所・氏名が記載されたもの)」を請求しました。決定（処分）が以下のように出ています。（偽名領収書を公開請求した際に作成したチラシ 2004/6 作成）<http://www.ombudsman.jp/policedata/gimei.pdf>

- ・ 偽名領収書を特定した県警
 - ・ 一部開示（北海道・弟子屈署のみ）
 - ・ 特定した上で非公開（滋賀、香川）
 - ・ 滋賀県警に対して非公開取消提訴(7/30) 一審敗訴(05/1/31) 判決文はこちら (PDF) 二審勝訴(06/3/29) 判決文はこちら 最高裁で逆転敗訴(07/5/29)
 - ・ 特定した上で非開示（東京、山口）
- ・ 偽名領収書を特定できない、と回答した県警
 - ・ 非開示（岩手、群馬、富山、静岡、三重、鳥取、岡山）
 - ・ 非公開（福井、岐阜、京都、大阪、兵庫、和歌山、島根、愛媛、福岡、大分）
 - ・ 福井県公安委員会に対して不服申し立て（8/30）
 - ・ 福岡県公安委員会に対して不服申し立て（12/17）
 - ・ 不開示（茨城、埼玉、山梨、愛知、奈良、熊本、沖縄）
 - ・ 不存在（北海道（弟子屈署以外）、宮城、）
 - ・ 却下（青森、秋田、山形、福島、栃木、千葉、石川、長野、広島、佐賀、宮崎）
 - ・ 青森県公安委員会に対して不服申し立て（7/13） 棄却（12/17）
 - ・ 不受理（高知）
 - ・ 開示拒否（神奈川）
 - ・ 請求拒否（徳島）
- ・ 偽名領収書は存在していない、と回答した県警（新潟、長崎）
- ・ 当方の請求ミスのため不明（鹿児島）